

院長	事務部長	総務企画課長	総務企画課長補佐	総務係長	給与係主任	係	職員NO.

入職日前に提出する場合は、入職日の日付

通 勤 届

令和 年 月 日提出

独立行政法人地域医療機能推進機構 徳山中央病院 院長 殿		勤務病院名	徳山中央病院
		所在地	山口県周南市孝田町1-1
職名		氏名	印
住居			

給与規程46条(通勤手当)の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由(該当する□にレ印を付する。)		□直前の届出の区間と同一の区間がある (該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。)
☒ 1 新規(□ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)		
☐ 2 住居の変更		採用日
☐ 3 通勤経路又は方法の変更		
☐ 4 運賃等の負担額の変更		
☐ 5 その他()		届出の理由が生じた日 令和 年 月 日

順路	通勤方法の別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の種類	備考
1□	自動車	住居から(経由) 病院 まで	5 0 km	1 5 分		円	
2□		から(経由) まで	. km	分		円	
3□		から(経由) まで	. km	分		円	
4□		から(経由) まで	. km	分		円	
5□		から(経由) まで	. km	分		円	
		から(経由) まで	. km	分		円	

記入上の注意	総通勤距離	5 . 0 km
	総所要時間	1 5 分

- 要件
- ① 交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員
 - ② 自動車等を使用することを常例とする職員
 - ③ ①及び②を併用している職員
- ※ 原則として徒歩により最短距離で通勤した場合の通勤距離が2km以上であること
- ※ 2km以上であっても、徒歩のみで通勤している職員は支給対象外

- 添付書類
- 住民票もしくは公共料金明細書や官公庁の郵便物の写し
- すべての条件を満たすものに限る
- ・ 自分名義・現住所がすべて記載されている・3ヶ月以内の日付もしくは消印がある
- 【公共交通機関利用の場合】6ヶ月（新幹線は3ヶ月）定期の写し